

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月3日

岩手県立総合教育センター所長 佐々木 寛

1 調達内容

- (1) 業務案件及び数量 自動ドア保守点検業務 1式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所 岩手県立総合教育センター 花巻市北湯口第2地割82番1
岩手県立生涯学習推進センター 花巻市北湯口第2地割82番13
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札日現在で、岩手県の「令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」の「設備の保守管理」(その他)に登録されている者であること。
また、「令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」の「設備の保守管理」(その他)に申請し登録が見込まれる者であること。
- (3) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (6) 岩手県内に本社、支社、営業所を有する者であること。
- (7) 自動ドアの保守点検業務を令和2年1月1日以降、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）、県又は他の地方公共団体等、12月以上継続して履行した実績を有する者（12月以上継続する契約を履行している者を含む。）であること。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 025-0395 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1
岩手県立総合教育センター総務担当 電話番号 0198-27-2711
（郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の交付を希望する者は、A4判が入る返信用封筒（宛先明記）に270円分の切手を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年3月26日（水）午前9時30分 岩手県立総合教育センター 第1研修室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この告示に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和7年3月12日（水）午後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない。
- (4) 入札への参加 （3）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。入札参加資格の審査結果については、令和7年3月18日（火）までに通知する。
- (5) 入札の無効 この告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
 - ア 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
 - イ 詳細は、入札説明書による。